

かごしま健康企業宣言のご案内

かごしま健康企業宣言とは、事業所全体で「従業員の健康づくりに取り組む！」と宣言し、鹿児島支部がその取り組みをサポートするものです。事業主様がリーダーシップをとり、方針・姿勢を示して動くことで効果を発揮します。

STEP 1 現状の把握

- 健康づくりチェックリストでチェックして会社の現状を把握しましょう。
※会社の状態を知ることが健康経営の第1歩です！
- 健康企業宣言として取り組む内容を決めましょう。
※必須項目だけでも結構です。

STEP 2 健康企業宣言にエントリー

- エントリーシートおよび健康づくりチェックリストを記入し、当支部へFAXしてください。



STEP 3 健康づくりスタート

- 当支部から送られてくる「宣言の証」を事業所内に掲示して健康づくりに取り組みましょう。
- 朝礼などで従業員様に宣言して周知しましょう。



まずはエントリーシートの必須項目から

- 全従業員が健診を受診する！**
 - ➡35歳以上の健診は、がん検診を含んだ協会けんぽの生活習慣病予防健診の利用を推進する。
 - ➡協会けんぽの生活習慣病予防健診以外を実施している場合は、健診データを提供する。
- 健診受診後の特定保健指導を受ける！**
 - ➡メタボリックシンドローム対象者に対する協会けんぽの特定保健指導を積極的に利用する。

STEP 4 取り組み内容の振り返り

取り組みの後は、年度初めに送られてくるチェックリストで振り返り

- 送られてくるチェックリストで取り組みを振り返りましょう。
- 送られてくる結果をもとに健康づくりの取り組みを進めていきましょう。
※毎年9月までに宣言をしている事業所様が対象です。



●協会けんぽ鹿児島支部ホームページ



携帯からもご覧になれます

協会けんぽ鹿児島

検索



 全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

健康企業宣言に関するお問い合わせ先

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10
鹿児島中央ビル6階

TEL:099-219-1734

(自動音声案内④)

(土日祝、年末年始除く8:30~17:15まで)

事業主・労務管理担当者のみなさまへ

かごしま健康企業宣言を はじめましょう！

～企業全体で社員の健康づくりに取り組むことを宣言することです～



健康経営®とは

従業員の健康保持・増進の取組みが将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。少子高齢化による労働人口の減少、メンタルヘルス不調者の増加により、人手不足を原因とした企業の労働生産性低下の発生リスクが増加していることから、社員の健康を増進させることが重要な課題となってきています。

協会けんぽ鹿児島支部は、「かごしま健康企業宣言」を通じて、事業所の健康づくりや健康経営の実践を支援しています。

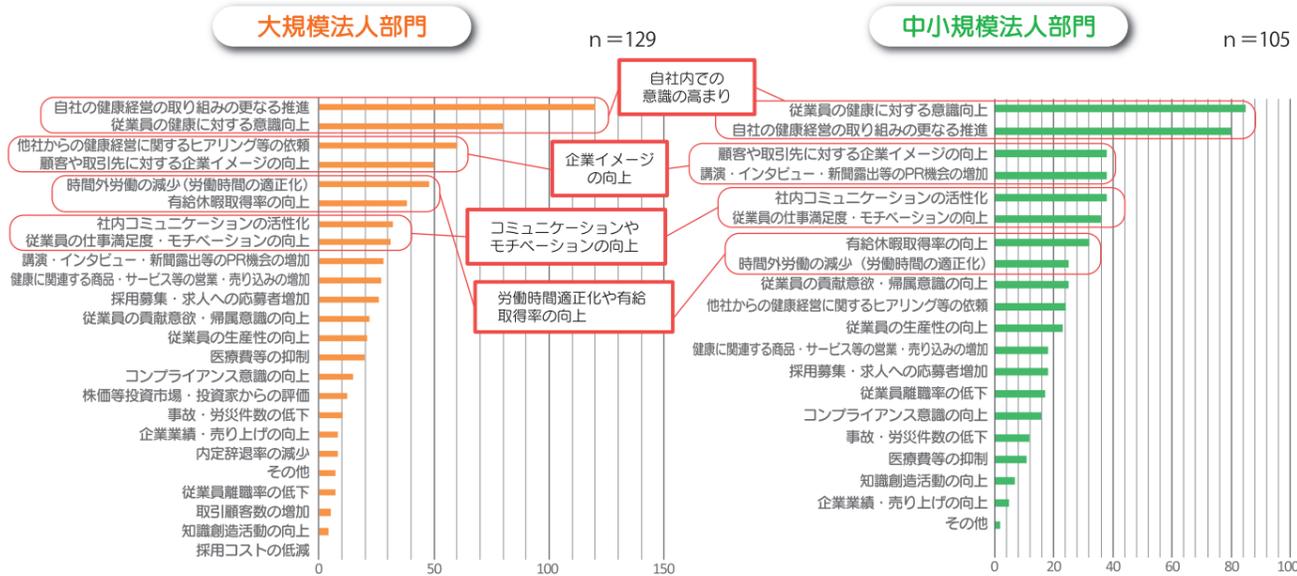
※健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

 全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

健康経営を実践することでこんな効果が期待できます！

大規模・中小規模ともに、「自社内での意識の高まり」が最も高く、「企業イメージの向上」、「コミュニケーション等の向上」、「労働時間適正化や有休取得率の向上」が共通して上位を占めています。

健康経営優良法人2017認定以降の変化(健康経営優良法人2018認定法人へのアンケート)

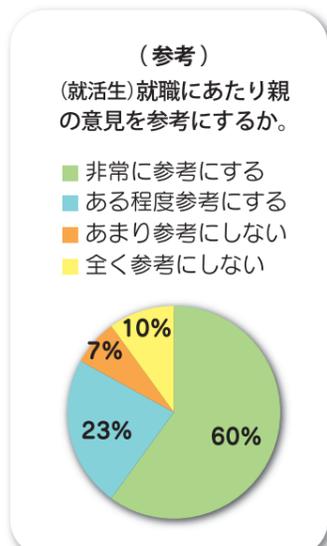
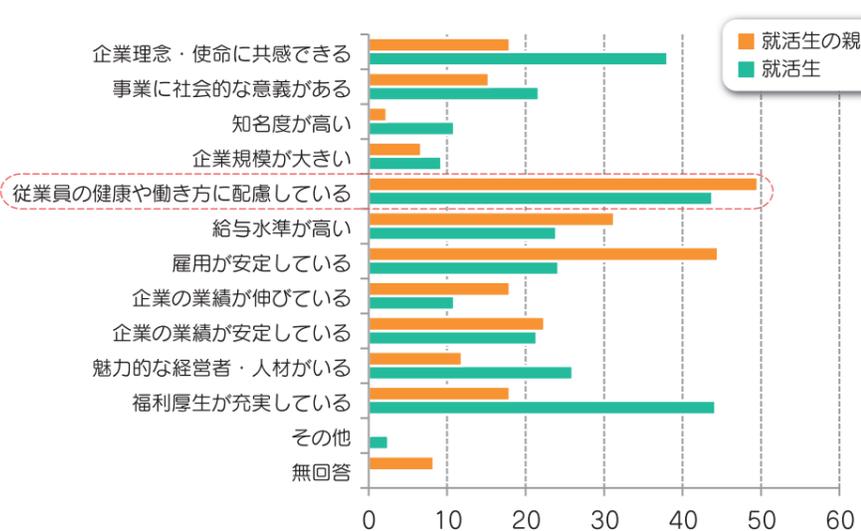


(出所) 経済産業省HP「健康経営や健康経営の顕彰制度についての概要資料」より抜粋

選ばれるのは「従業員を大切にしている会社」です！

「従業員の健康や働き方への配慮」は就活生・親双方で特に高い回答率を占めました。健康に配慮する企業イメージがいかにか重要な要素であるかということを示唆しています。

- ◎ (就活生) どのような企業に就職したいか (3つまで)
- ◎ (親) どのような企業に就職させたいか (3つまで)



(出所) 経済産業省 商務情報政策局「第13回健康投資WG事務局説明資料①」より抜粋
※就活生のN数1399、親のN数1000における複数回答数を就活生、親それぞれで百分率にして比較

健康経営の実践例

受診勧奨を行う

- ▶ 定期健康診断の再診に要する時間の出勤認定や特別休暇認定
- ▶ 休日等に健診、再検査等を受診した際の出勤認定又は有給の特別休暇の付与
- ▶ がん検診等、任意検診の費用補助
- ▶ 定期健康診断の結果、精密検査や治療が必要と判定された従業員の受診勧奨



職場・従業員間のコミュニケーション促進に向けた取組を行う

- ▶ 執務室におけるフリーアドレス(固定席の廃止)の導入
- ▶ 心身の健康増進を目的とした旅行(ヘルスツーリズム)の実施
- ▶ 家族同伴の社内運動会
- ▶ 社内歩数競争による日々のコミュニケーション増加



保険者による特定保健指導の実施機会を提供する

- ▶ 特定保健指導実施時間の出勤認定、特別休暇認定
- ▶ 従業員の特定保健指導受診のための勤務シフトの時間調整
- ▶ 保険者による特定保健指導の実施支援(特定保健指導実施場所の提供等)



(出所) 東京商工会議所発行「健康経営ハンドブック2018」より抜粋

健康経営優良法人認定制度

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

「大規模法人」と「中小規模法人」の定義(会社法上の会社及び事業法人を除く)

中小企業 基本法上の業種	健康経営優良法人 大規模法人部門	健康経営優良法人 中小規模法人部門
	従業員数	従業員数 ※従業員を1人以上使用していること
製造業その他	301人以上	1人以上300人以下
卸売業	101人以上	1人以上100人以下
小売業	51人以上	1人以上50人以下
サービス業	101人以上	1人以上100人以下

詳細は経済産業省HP
をご確認ください！



協会けんぽが事業所の健康づくりを支援します

スモールチェンジコース

協会けんぽの保健師が健康づくり風土の醸成に向けて、課題抽出から健康づくりの取り組みまでを支援するコースです。選定は抽選にて決定します。9月末までに宣言をしている事業所が対象で、10月から1年間かけて支援を行います。